

要介護認定資料の外部提供に係る運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき介護サービス計画の作成等、介護保険事業の適切な運営のため、浜松市が保有する介護保険に関する資料を、浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号)第12条の規定により外部に提供する場合の運用について定めるものとする。

(提供対象者)

第2条 資料を外部提供する対象者は、以下に定める者とする。

- (1) 要介護認定・要支援認定(新規・更新・変更)を申請した被保険者(以下「本人」という)の配偶者
- (2) 本人の3親等以内の血族及び姻族
- (3) 本人と指定居宅介護支援の提供に係る契約を締結している指定居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員
- (4) 本人と施設サービスの提供に係る契約を締結している介護保険施設に属する介護支援専門員
- (5) 本人と指定特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結している指定特定施設の計画作成担当者
- (6) 本人と指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に係る契約を締結している指定介護予防特定施設の計画作成担当者
- (7) 本人と指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結している指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者
- (8) 本人と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る契約を締結している指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者
- (9) 本人と指定介護予防支援の提供に係る契約を締結している指定介護予防支援事業所に属する介護支援専門員等又は指定介護予防支援事業所から指定介護予防支援の一部の委託を受けた指定居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員
- (10) 本人と介護予防ケアマネジメントの提供に係る契約を締結している地域包括支援センターに属する介護支援専門員等又は地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメントの一部の委託を受けた指定居宅介護支援事業所に属する介護支援専門員
- (11) 本人と指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結している指定小規模多機能型居宅介護事業所に属する介護支援専門員
- (12) 本人と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結している指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に属する介護支援専門員
- (13) 本人と指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る契約を締結している指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に属する介護支援専門員
- (14) 本人より入所申込書の提出を受けている指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に属する職員

(提供する資料の範囲)

第3条 外部提供する資料は、以下に定めるものとする。

- (1) 認定調査票(特記事項及び概況調査を含み、調査実施者が特定される部分を除く)
- (2) 主治医意見書(第2条第1号及び第2号に規定する者から申し出があった場合には同意欄の同意の有無にかかわらず主治医に了承を得る。)

(提供する条件及び目的)

第4条 資料は、以下のいずれにも該当する場合に提供するものとする。

- (1) 本人の同意がある場合。
- (2) 資料を居宅サービス計画作成、介護予防サービス計画作成、介護予防ケアプランの作成、地域ケア会議における個別事例の検討、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定若しくは認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定にのみ使用する場合であって、主治医意見書については当該場合に利用されることの同意欄に主治医の同意がある場合。

なお、平成27年7月31日までの要介護認定の申請により主治医が作成した主治医意見書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成のみに使用する場合であ

って、当該場合に利用されることの同意欄に主治医の同意があるときとする。

(3) 第2条第3号から第13号までに定める者に提供する場合は、アセスメント訪問が行われており、その上で確認したい項目があると市長が認める場合。

2 前項の資料の提供は、本人に係る浜松市介護認定審査会の審査判定が終了するまでの間は、これを行うことができない。

(申し出の手続き)

第5条 資料の提供を求める者は、要介護認定等の資料提供に係る申出書を区役所長寿保険課に提出するものとする。

2 前項の申し出を行う場合、次の各号に定められるところによりその身分を証する書類を提示しなければならない。

(1) 第2条第1号又は第2号に規定する者については介護保険被保険者証等

(2) 第2条第3号から第14号までに規定する者については身分証明書等

(提供の決定)

第6条 市は、資料提供に係る申し出のあったものについて外部提供の諾否を決定し、原則として申し出た日から15日以内(年末年始、土、日、祝日を除く。)に申出者に提供するものとする。

(提供の方法)

第7条 資料の提供は、以下に定める方法によるものとする。

(1) 提供方法 閲覧又は写しの交付による。

(2) 提供場所 閲覧の場合は区役所長寿保険担当課長が指示する場所とし、写しの交付の場合は区役所長寿保険課とする。

(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 費用負担 閲覧は無料とし、写しの交付は日本工業規格A列3番以下の大きさのもの1枚につき10円(両面複写した場合は20円)とする。

(提供を受けた者の遵守事項)

第8条 資料提供を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 提供を受けた資料に係る本人の情報を第4条第1項第2号以外の目的に使用しないこと。

なお、平成27年7月31日までの要介護認定の申請により主治医が作成した主治医意見書については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成以外の目的に使用しないこと。

(2) 本人の情報を本人の文書による同意を得ることなく本人以外のものに知らせ、もしくは提供しないこと。

(3) 資料の提供を受けた者(第2条第3号から第14号までに規定する者に限る)が属する事業者は、職員その他従業員又は職員その他の従業員であった者が、前1号及び2号に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずること。

(4) 提供を受けた資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めること。

(5) 資料の提供を受けた者及び本人に居宅サービス等を提供する者が居宅サービス等に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料を責任を持って廃棄すること。

2 申出者は、第5条第1項の申し出を行うに際しては、申出書により前項に規定する事項の遵守を約するものとする。

附 則

この要領は、平成12年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年3月21日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(あて先) 浜松市長

住所 (所在地)

申出者 氏名 (事業者・施設名称)

(担当者氏名)

電話

本人との関係

親族 (続柄:)

居宅介護支援事業所

要支援1、要支援2の被保険者が契約している地域包括支援センター

介護保険施設

地域包括支援センター

その他

要介護認定等の資料提供に係る申出書

要介護認定等の資料について、下記により資料の提供を申し出ます。

なお、この資料は以下の目的以外には使用いたしません。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 介護予防サービス計画作成
- (3) 介護予防ケアプランの作成
- (4) 地域ケア会議における個別事例の検討
- (5) 指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定
- (6) 認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

記

資料の外部提供 を必要とする 被保険者	氏名		被保険者番号										
	住所												
	生年月日	M	T	S	年	月	日						
アセスメント訪問日	令和 年 月 日			面接者	本人、()								
提供を依頼する 資料及び方法	認定調査票 (概況調査)										閲覧	複写	
	認定調査票 (基本調査)										閲覧	複写	
	認定調査票 (特記事項)										閲覧	複写	
	主治医意見書										閲覧	複写	
提供を希望する区役所 及び協働センター (一個所選ぶ)	中 区	東 区	西 区	南 区	北 区	浜 北 区	天 竜 区	引 佐	三 ヶ 日	春 野	佐 久 間	水 窪	龍 山

本人同意欄

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所

被保険者 氏名

電話番号

私の介護サービス計画作成等(上記の(1)から(6)に限る)のため、浜松市が保有する私の上記資料について申し出者に提供することに同意します。

本人署名